

<研究ノート>

価格法則研究の諸前提

仙 田 久 仁 男

目 次

1. は し が き
2. 価格法則とその研究の意義
3. 生産諸手段の所有形態とそれによる価格の区分
4. 価格法則の存在条件——生産諸手段所有者間の「質的区別」と価値の「分割法則」
5. 価格法則の定式化——「価値法則」の遵守と「分割法則」の規定
6. 競争の排除，商品の需要供給の一致
7. 不当な価格の発生の考察
8. 価値と価格の質的同一性
9. 諸説の検討

1. は し が き

商品の価格を理論的に考察することは、経済学の中心的な課題の一つとして古くから今日に至るまで沢山の人々によってなされてきている。私もまたこのことに関心をもちそこから多くの知識を得ているのであるが、そうした渉獵のなかからとくにわが国の諸見解に対して一文を用意したいと思うようになった。私は、商品の価格研究は普通の商品を対象にして単純商品生産の商品の価格、マルクスによって与えられた生産価格、そして独占資本のもとで生産される商品の独占価格をとりあげるのが現実的であると考え、今後それぞれその理論化を徹底するつもりであるが、小論ではそこまではいかず一般的に価格の理論的究明という観点から私の意見を出してみたいと思うのである。

私がここで明確にしておきたいと考えるところは、価格の法則を研究するさ

いに採るべき方法が私の誤解かもしれないが多くの見解に欠けているのではないか、と見る点である。商品の価格は現象的にはそれをめぐる諸競争の産物である。だから価格は競争の状態によってその都度どのような大きさにでも定まると思える。一つの商品についてそうしたバラつきがまったく無法則で何も中心点とみられるものがないのならば、価格研究の領域はさしあたってここにはない。だが、そうではなく一つの商品に関してその価格が様々の大きさであったとしてもそこには中心点になるものがあると判断されれば、それが考察の対象となりその大きさが何かということが問われることになる。これが価格研究の道筋である。であれば、この場合まず何より先に果されなければならないことは、とりあげる価格についてそうした中心点をもたらず法則があるかないかの証明である。上では商品の価格の実際のあり方から中心点の有無をみるというようなことを述べたがそれではわかりにくく、その理論的証明がなければならぬのである。あるというのならなぜそれがいえるのか、反対にないというのならその根拠は何か、これが最もはじめに提示される必要がある。それで、もしないということがはっきりしたとすれば、これはここからはずされる。だがあればこのときは研究の対象になる。こういう作業がこれまでの諸見解には不足しているように思われるのである。

それをへて、あるとみられるときはその大きさをさし示す価格の定式化が本題になる。このやり方は中心点があると判断された理由に大きく影響されるであろう。また、それを構成するものが間違いなく価値でなければならないことにも制約を受けるはずである。いずれにしろ、そこには一定のやり方が成り立ち、それによってこそはじめて価格の理論的研究ができる。当然に、これまでの諸見解にはこのこともないように思われる。

私はこうしたことは既に古典においてはなされていることを知っている。これと諸見解とを対比させながら、正しい価格理論の方法を私なりにまとめてみたいと考える。

注1) まだ不十分であるが私がこの問題に対して公にしたものをあげれば、単純商品生

産の商品を対象に考えた「小農における価値生産と農産物価格形成に関する一試論」(研究ノート)、日本農業経済学会編『農業経済研究』、第47巻第1号、1975、「小農における価格法則・再論」、島根大学法文学部法学科編『経済科学論集』、第8号、1982、独占資本が生産する商品を取りあげた「独占価格の法則に関する一試論」、島根大学法文学部法学科編『経済科学論集』、第9号、1984、「独占価格の理論的規定〔I〕」、島根大学法文学部法学科編『経済科学論集』、第10号、1985がある。また私が従来すすめてきた地代論研究も農産物価格の理論的な考察であり、小論とのかかわりも大きい。拙著『地代理論の諸問題』、法律文化社、1981のうち第1章を参照していただければ幸である。

2. 価格法則とその研究の意義

一つの種類の商品について、諸競争がつくりだすその都度の諸価格のなかに中心点となる大きさがあることを私は価格法則と呼ぶことにする。

経済学でこれを扱う方法は、既に述べているが一つはまずとりあげる価格に関してこの価格法則があるかないかの理論的証明である。そして二つに、もし価格法則があればその大きさの確定すなわち価格の定式化である。前の点はもはやよいとして、後の点にふればこれはきわめて重要な意義をもっている。というのは、商品の価格はそのまま商品生産者の取得価値量をあらわしているが、価格の定式化はそれを構成している価値がどこで誰によって生産されたものであるかを明らかにし、価格の社会における意味を明確にするからである。くりかえすと、商品の価格の定式化は何よりそれを構成しているものが価値であることを示さねばならず、それにはその価値がどこで生産されたものであるかをまずもって知らなければならない。そしてその価値を商品生産者が価格として取得するのが法則であるとするならば、価格の社会的な意味をはっきりするのである。すなわちここに価格を研究しようとする積極的な理由があるのである。¹⁾

価格法則の研究はこのような方法においてこそなされなければならない。いささか常識じみているが、また既述の事柄の再論に近いが、小論の課題をより明確にするために一言しておきたい。

注1) マルクスが資本制生産における生産価格——すなわち、その価格によって商品生産者たる資本家たちが取得する価値は自分に直接に対立している賃労働者のみならず社会全体の賃労働者が生産したものに及ぶことが明らかになるが——の規定の後、次のようにいうのはこのためである。「これこそは、相互間の競争では虚偽の兄弟たる実を示す資本家たちが、労働者階級の全体に対しては真のフリーメーソンの組合を作るのは何故かという、数学的に正確な証明である」(『資本論』、長谷部文雄訳、青木書店、第3部上、294頁)。

3. 生産諸手段の所有形態とそれによる価格の区分

商品の価格法則があるかないかを理論的に問うにあたって、少し予備的な事柄を述べておきたい。

商品の価格はそこに表示されている額の価値を貨幣のかたちを実現するのであるが、その価値は商品に直接うつされた移転価値部分を除けば、あとはそれにかかわった人々へのいくつかの収入諸形態に分割されるのが通例である。逆にいえば、そうした収入諸形態を受けとる人がいてそこからの要請があるからこそ商品の価格は増額してしかるべき大きさになるということである。であれば、商品の価格の大きさについての法則が議論になっているいま、価格の構成分としての移転価値部分の額は定まっているからよいとして、ではこの収入諸形態の額は何かの問題になる。そこでまず誰がそのような価値の受けとり人になりうるのか、このことからみてみよう。

結論を先にすれば、これが生産諸手段の私的な所有者であるということは論をまたないであろう。生産諸手段の所有者は自分の所有している諸手段をもって生産に参加するのであるが、もしそれに対して商品に移転し他出した価値の補填以外には何も受けとることがないのならば、そこに生産諸手段をとどめておく理由はない。生産に参加してもしなくても取得する価値がないのなら何もしないのが普通である。ひきあげることになるであろう。このことはすなわちその商品の社会における供給がなくなることを意味し、ひいては社会の存続ができないことにつながる。だから社会の存続を前提に考えれば、生産諸手段の

私的所有者は社会に対して商品を供給することを条件に、そのかわりに何らかの価値額を取得するのでなければならない。これが商品の価格に収入諸形態がつけ加えられる理由である。このことは生産諸手段を私的に所有しない人にはできないことである。生産諸手段を所有しない人は価値の取得ができないからといって社会への商品の供給をとめて自分の要求を主張することはできないし、またもともとそうした人は商品の生産に全くかかわらないのであるから、それでも価値の取得が可能になるとすれば、誰もがそのみちを選んで商品の生産そのものがなくなってしまうことにもなる。こうした人が価値を得ることなどありえないことである。かくて、くりかえしになるが、商品の価格に収入諸形態をつけ加える人は商品の生産に不可欠な生産諸手段の私的な所有者である¹⁾ことは明らかである。

さて、その場合、生産諸手段の私的所有といってもその形態は一様ではないことも付言しておかねばならない。生産諸手段を所有するといってもそのあり方はさまざま存在しうる。一人の所有が生産諸手段のすべてに及ぶこともあれば一部にとどまることもあるし、またそれが独占的な所有とみなされることもある。そうではないと判断されることもある。このように所有形態に区別があるということは、それぞれ価格につけ加える収入諸形態が異なっていることを意味している。なぜなら生産諸手段の所有の仕方のちがいによって所有者が商品の価格から受けとろうとする収入の内容が変わってくるからであり、またそれが可能か否かを定める客観的な条件が異なってくるからである。すなわち、同じ種類の商品の価格でも生産諸手段がどのように所有されているかによって価格につけ加えられる収入諸形態の内容と大きさが異なり、価格の形成の仕方したがってその結果が異なってくるのである。だから商品の価格はそれを生産している生産諸手段がどのように誰に所有されているかによって区別して問題にされなければならない。生産諸手段の所有形態別による価格の区分が必要な所以である。

私が冒頭で単純商品生産の商品価格、資本制生産の生産価格、独占資本商品の独占価格の三つの価格をとりあげたいと述べたのはこのことで、諸商品のみ

るとき現実的なものとしてこれを生産している基盤の生産諸手段の所有のあり方がこのように区別できると判断するからである。

注1) あまりにも当然のことであるが、マルクスの言葉で補充しておこう。資本制生産について次のようにいっている。「年々新たに追加される労働によって新たに追加される価値は、……三つの相異なる収入形態をとる三つの部分に分かれるのであって、これらの形態は、この価値の一部分を労働力所有者・他の一部分を資本所有者・第三の一部分を土地所有者・に帰属するものとして表現する。だからこれは分配上の諸関係または諸形態である。ただしこれらの形態は、新たに生みだされた総価値が相異なる生産諸要因の所有者間で分配される諸関係を表現するからである」(『資本論』, 前掲邦訳, 第3部下, 1235頁)。

4. 価格法則の存在条件——生産諸手段所有者間の「質的区別」と価値の「分割法則」

生産諸手段とはある生産物を作りだすのにそれに適合したかたちで必要とされる一切の諸物をいう。すなわち、当然のことながらそのうちのどの一つが欠けても目的の生産物はできあがらない、そういう性質のものである。この観点からみれば、生産諸手段の各々についてその重要さを互に比較するとき、ここに軽重の差は全くない。どの生産手段も目的の生産物を作りだすのに不可欠で同じように重要であり、たとえ自然的にみて形状などで違いがあろうとそこに差はありえようがない。であれば、それらの所有者についても同じことがいえる。生産諸手段の所有者は自分が所有している手段の種類によってあるいは生産に参加する仕方に違いがあるかもしれない。しかし、どれもそれがなくては生産ができないことには何のかわりもない。どの所有者も目的の生産物を作りだすのに必要な生産手段をもっているのであるから、お互いに重要さはまったく同じで対等である。

既述のように、商品の価格はその生産にさいして移転された価値部分にそれに使用された生産諸手段の所有者の収入諸形態をつけ加えて成立するのであるが、その前者は固定額であるからよいとして、ではこの収入諸形態はこのよう

に生産諸手段の所有者が互に対等な位置関係にあるという立場において量的な法則があると、いいかえると生産手段ごとにその所有者が得る収入の大きさにきまった額が与えられると論定できるであろうか、したがってそれがつけ加わる商品の価格に法則性があるといえるであろうか。答に否である。なぜなら、これは商品に移転された価値部分のことではない以上あらたに生産された価値額の生産諸手段の所有者間での分割競争あるいは取得競争という問題であるが、諸所有者が対等で互になるべく多くの価値を収入として取得しようとすることから、各収入額の決定は単に競争のみによっておこなわれ、それらの大きさを固定する根拠はまったくないからである。競争の状況によってその都度大きさがかわり、当然にそれがつけ加わる商品の価格にも法則性はないのである。

もう少し説明をしておこう。価格があつかわれているからこのことは一つの生産物に限定されず全社会的なすべての生産物の議論になるが、したがって生産手段の所有者も社会全体のそれであり新たに生産された価値も同じく全社会的なものが考えられねばならないが、それらの所有者のそれぞれが勝手に自らの取得分を確保しようとしたとしよう。この場合どうなるかといえば、一つの社会の一定の時期には社会の総労働量が定まっています新たに生産される価値の総額もきまっているから、それはつまり固定量のお互いのとりあいである。他の所有者の取得額をできるだけ小さくして自分の取得分を可能なかぎり大きくしようという価値取得競争が存在するのみである。そこで同じことが何度もくりかえされたとき各々の取得分がきちんと定まった額になるかどうかだが、それは無理である。何もそれを定める基準がないのである。結局、その都度そこにおける競争の条件のよい方が多くを取得し、また仮に競争の状態が均衡したとしてもその分け方にきまったものはない。どの所有者がどれだけとって他がどれだけになるかを定めるとどんな理由もないのである。たしかに生産諸手段がすべて労働の生産物であって各々を価値であらわし得る場合は、その価値額ごとの平均化ということもあるであろう。だが、社会に存する生産諸手段は何もつねに労働の生産物ばかりとは限らない。たとえば農業部門では土地のように

人間の生産によらなくて全くそれ自身は価値のないものもあって、これの所有者は同じく価値の取得を要求しているし、あるいはこのことと同じ内容になるが、生産手段のある種のものが社会のごく一部の人に独占的に所有されていてそこからその取得分をより大きくしようとしていることもある。そういったものが一緒に存在していれば、生産手段の価値を基準に新たに生産された価値を配分するということもできないのである。すなわち、生産諸手段の所有者が互いに対等な立場で自分の収入を取得しようとするところからは、各々の確保分を法的に決定することはできないはずである。だから、それらの収入諸形態がつけ加わる商品の価格の大きさにも定まった額をみることは不可能である。

このように生産諸手段の所有者が互いに対等であるという見方からは商品の価格の法的性を問うことはむずかしい。であれば、それをいうためには諸所有者のあいだに対等な関係はないということがさげられえない条件のように思われる。そして、実際この場合にはそうなのである。

これまで対等としてきたのはまったく自然的な見方よってのことであった。普通の生産物の生産という意味ではまさしく対等であった。しかし、ここで問題にしているのは単なる生産物ではない。商品の生産である。生産は使用価値にとどまらず価値の生産でもある。こうした社会的要因のあることをみれば、生産諸手段はみな同じ位置関係にあるとは思われない。当然に生産諸手段の所有者が等しく対等であるとは考えられないのである。商品を生産する、したがってその要因の一つである価値を生産するというとき、この役割を果すのはどの生産手段なのかをみると、これに該当する手段の他に比較しての意味の重さは論ずるまでもない。また商品生産を主導し維持しているのはどの生産手段なのかをみると、ここでもどれかの手段に他よりも重いものがみられる。もちろん数多い生産諸手段の一つ一つに重さのちがいがあるというのではなく、こうした見方によってグループ化されたいくつかについてこういう重さのちがいが生まれるのである。であれば、それらの所有者に同じ意味が与えられるのは当然である。すなわち、商品の生産という観点からみると、生産諸手段の所有者の間は決して対等ではなく、明らかにその生産にとっての重要度のちが

い、同じことながらそのもつ意味あるいは役割に軽重の差がある。これは考察の対象とする商品生産の種類によってかわるが、見過ごしがたい事柄である。マルクスはこれを「質的区別」(qualitativer Unterschied) とよんでいるが、¹⁾ いわれている内容はこのことである。

この「質的区別」が生産諸手段の所有者の収入諸形態の大きさを確定し、それがつけ加わる商品の価格に法則性をもたらすのは次のような理由による。それは生産諸手段の所有者が新たに生産された価値のなかから自分の収入を得ようとするとき、この「質的区別」がはたらいて、みな一斉にそうするのではなく重要度の高いものから順番にそれにかかわっていくという点である。このように価値の取得に先後関係が生まれるのはいうまでもない。生産諸手段の所有者が価値の取得をするというのは、次の生産すなわち再生産を可能にするためである。このことは容易に諒解されるであろう。であれば、商品生産の体制を一回きりの生産で終らせるのではなく引き続いて再生産をくりかえして維持していくためには、その生産にとって重要度の高いものから再生産の条件を確保していくことが絶対に不可欠である。商品生産の体制にとってあまり重要ではない収入形態はあとでとられればよい。これに対してその収入形態が確保されなくて次からの生産がおこなわれないと商品生産の体制そのものがくずれてしまうというものは他よりも先んじてとられなければならない。さもなければ商品生産が続けられないというのであれば、こうしたものの価値取得が他より先行するのは当然である。ここに生産諸手段の所有者の「質的区別」はこの商品生産を維持していくために必然的に重要度の高いものから価値の取得を順番におこなっていくという先後関係を定着させるのである。

そして、このことはすなわち確保される収入諸形態の大きさを固定する。なぜなら、いま述べた先後関係を反映した価値の取得方法を少し実際に考えてみればわかるように、先行する生産手段の所有者は自分の収入とする価値額を自分の論理にもとづいて確保することになるが、そして次に位置する生産手段の所有者も同じように自分の論理で収入を確保するというようにこの過程は最後におかれた生産手段の所有者を除いてすべてにおこなわれるが、ここには先後

関係がある以上、先行するものが得た価値額は他からの干渉をうけることなく何度おこなっても同じ論理がはたらいてその大きさを固定するからである。たとえばある商品生産の体制で、生産諸手段の所有者をその生産にとって最も重要なもの、その次に重要なもの、あまり重要でないものの三つに「質的区別」できるとしてみよう。まず新しく生産された価値のなかから最も重要な生産手段の所有者が収入を確保することになる。その額がどうして決まるかはこの所有者のもつ独自の論理によるが、はっきりしていることは、後につづく所有者の取得分もなければならぬから新しく生産された社会全体の価値額——前にも触れたが、一社会の一時期における総労働量は定まっているからこの大きさは固定している——よりは小さいということである。それがさしひかれたあとで、つづいてその次に重要な生産手段の所有者が同じように価値の取得をおこなう。その額はやはりここに独自の論理で定まり、残っている価値額よりは小さくなければならない。そして最後に、あまり重要ではない生産手段の所有者が収入の確保をおこなう。その額はこの残りの全部である。これをみればわかるように、生産諸手段の所有者の間に「質的区別」があって価値の取得に先後関係が生まれる場合は、先行するものが取得する価値額はただここでの論理だけで定まり社会全体の固定した価値額からさしひくかたちで与えられるので、他からの干渉を一切うけないですむ。対等ならば他の生産諸手段の所有者との間に競争がおこり取得分が確定しないが、先後関係の存在からそれはなくてすむのである。ということは、同じ条件の下では何度くりかえしても同じ結果が生まれ、生産諸手段の所有者の収入の大きさが固定するのである。

マルクスはこのことを称して、一社会の一時期に生産された固定額の価値が生産諸手段の所有者の間に法則的に分割されることとみて、価値の「分割法則」(Gesetz der Teilung)²⁾とよんでいる。この「分割法則」があればどの生産手段を持っているかによってそれが取得できる価値の額が定まり、しかして商品の価格にも固定した価値額が収入としてつけ加わりその大きさがきちんと定まるのである。私が商品の価格について、ここに価格法則があるかないかを見る理論的な検索方法と呼ぶのはこのようなものである。

前にも述べたように、ある商品の価格について理論的な研究をしようとするときは、そこに価格法則があるかないかまづもってこの視点から考察をすすめるべきである。生産諸手段の所有者の間の「質的区別」をみつけそこから価値の「分割法則」をみるということについては、上述まででは少しむづかしいことを論じているが、それはどの価格にでもあてはまる一般論として提示したからである。具体的に特定の価格をとりあげて問題にするときは、このことはもっと簡単にできる。「質的区別」も複雑な場合でここに示したようなせいぜい三つ程度の区分で可能なはずである。そしてそのことは、先にもふれたがたとえば土地とか一生産手段の独占的所有とかいった価値をもつ普通の生産手段とは同類にみえない生産手段の所有者の価値取得分に関しても処理の方法を明らかにするはずである。くりかえすが、そこから価格研究をはじめべきである。それをふまえて、価格法則があるとみられればその価値論的追求が次の課題となる。ないと判断されれば、それは競争論の範疇でさしあたってここでの議論ではなくなる。³⁾

注1) このままでは少し文意がわかりにくいかもしれないが当該箇所をあげれば次がそうである。「利潤率規定の本質的基礎たる剰余価値と労賃との分割にあっては、二つの全く相異なる要素である労働力と資本とが規定的に作用する。相互に限界づけあうものは二つの独立可変量の函数である。そして、それらの質的区別から、生産された価値の量的分割が生じる。地代と利潤とへの剰余価値の分割でも同じことが生じるということは後にみるであろう」(『資本論』、前掲邦訳、第3部上、516頁、傍点——原文)。

2) 注1)の場合と同じように述べられているところをあげれば次がそうである。「貨幣資本の利子については異なる。この場合には競争が法則からの諸背離を規定するのではなくて、競争によって与えられる法則以外には何らの分割法則も実存しない、というわけは……利子歩合の『自然』率なるものは実存しないからである」(『資本論』、前掲邦訳、第3部上、506頁、傍点——引用者)。

3) すでに注2)の引用文でもふれられているが、マルクスによれば資本が資本として商品化する場合のその価格すなわち利子がこの一つである。「一国で支配的に行われる平均利子率——たえず動揺する市場率と区別しての——は、まったく何らの法則によっても規定されえないものである。かようにして、経済学者が自然的利潤率や自然的労賃率を云々するような意味では、自然的利子率は存在しない。……中位

の競争諸関係、すなわち貸手と借手との間の均衡が、なぜ貸手にたいしその資本の3, 4, 5%などという利子歩合を、あるいはまた総利潤中の20ないし50%という一定の百分比的分前を、与えるべきかという理由はまったく何も現存しない。ここで競争そのものが規定するかぎり、この規定は絶対的に偶然的であり、純経験的であって、その偶然性を必然的なものとして展開しようとするのは術学または妄想のみである」(『資本論』、前掲邦訳、第3部上、514～515頁)。

5. 価格法則の定式化——「価値法則」の遵守と 「分割法則」の規定

価格法則があるとみられた場合は、その定式化がなされなければならない。それはすなわち商品の価格の大きさを価値でもって具体的にさししめすことである。これは厳密におこなわれる必要がある。というのは、価格が価値以外から説明されてはならないからである。このように価格を価値の総額からはみださせないこと、反対に言えば価値の総額こそが価格の大きさを支配しているとみることを「価値法則」(Wertgesetz) ¹⁾ といっている。しかして「価値法則」を守って商品の価格の大きさをしめす、これが今後の課題である。

これまでと同じように、商品の価格のうちここに直接に移転された価値部分は額がはっきりしているからよいとして、もっぱら議論は生産諸手段の所有者の収入諸形態の大きさにおくことにしよう。これが各々あらたに生産された社会全体の価値のどれだけずつを確保するといえるのかである。ところで、このようにいうと既に前節での叙述でことは解決しているようにも見える。なぜなら、そこで明らかにしたように生産諸手段の所有者の間に「質的区別」があって価値の取得に関して先後関係がある場合は、新たに生産された社会全体の価値額を対象に先行する所有者の方から独自の論理で一定額の価値を取得するわけで、ここにはおのずと生産された価値額の各収入諸形態への法則的分割が完成するからである。たしかにそのとおりである。だが、結果からみればたしかにそうであるが、ここには説明の都合上やむをえずおいた一つの仮定がある。それは新たに生産された価値の額を生産諸手段の所有者の収入をすべて支

払えるように十分に大きく考えてみた点である。だが、これは決して自明のことではない。私は述べた、先行する所有者はその取得分の大きさをそこに独自の論理で決定する、と。これがここで独自に決められるのならば、その大きさはここに独自で社会で新たに生産される価値の量とは何のかかわりもない。ということは、極端をいえば新たに生産された価値の総額は先行する所有者の取得分すらも補充できず社会全体では全く足りないということだとしてあるはずである。にもかかわらず私はそれをあえて大きくとったのである。というのは、そこでは「分割法則」の存在を強調したいがためであった。しかし、そのことははじめからわかっていることではなく、それは価値の分割が終ったものをあとからみたくまで結果の問題である。であれば、この時点では新たに生産された価値が先行する所有者の取得分をちゃんと補充しているということもあわせ証明するのではなければならない。

その方法は何かといえば次のようである。まず、最も初めに価値の取得をおこなう所有者のここに独自に決まる取得分と社会で生産された価値額とを量的に比較してみる。当然にその場合は前者の独自の論理は何かを問うし、また後者はどこで生産された価値であるかを問うことになる。そして量的にみて、後者が前者を補えることがたしかなら最初の所有者の収入は確保されたということが出来る。ついで二番目に価値の取得をおこなう所有者のやはりここに独自の論理による取得分を上に残り分と比較する。ここでも同じくこの所有者の取得分がどうして決まるかをみるし、残り分がどこで生産された価値であるかをみる。残り分が取得分を補えば、二番目の所有者の収入も得られることになる。価値の取得に三番目以降にあらわれる所有者もあればこんな過程をつづけて、最後に位置している所有者についても同じく全体の残りになる価値がどこで生産されているかをみてそれをあてればこの収入額も明らかになる。²⁾

生産諸手段の所有者の間で価値の取得に先後関係があること、そしてそれらはいずれもおのおの独自の取得価値額をもっていること、こうした事情のもとでそれら取得価値額の総量と社会で新たに生産された価値額とが量的にどうかかわらないときはこのようなやりかたで議論をすすめる以外に方法はな

い。そして、この方法はいくつかの点で重要な事柄をさししめす。まず諸収入形態の量的確定である。これは既に述べているが、先行する生産諸手段の所有者はいずれもそこに独自の論理で取得価値額を決定するから、その収入額は確定的である。また最後におかれた所有者の取得分も社会で新しく生産された一定の価値額から先行するもののすべての収入を合計した固定額を差し引いた残りとなるから、この量も確定するのである。さらに、そのことは「価値法則」の堅持でもある。収入諸形態の総額と社会で新たに生産された価値額とは量的にどちらがどうなのかはじめからはわからないが、一つ一つの収入を価値の存在をみつけてそこから説明していくというやりかたはすべての収入形態を価値で補充していくということであり、まさしく「価値法則」を守ることである。それに関連してより重要なことは、その過程で収入になる価値の出所をみているという点である。このことはとりあげている所有者の収入になる価値の出所をさがしていることであるから、議論のなりゆきとしては当然のことであるがきわめて大きな意義をもっている。私は小論の第2節で次のようなことを述べた。「商品の価格はそのまま商品生産者の取得価値量をあらわしているが、価格の定式化はそれを構成している価値がどこで誰によって生産されたものであるかを明らかにし、価格の社会における意味を明確にする。」と。すなわち、収入になる価値の出所をさがすということは、その場合における生産手段の所有者の収入の源泉を知ることであって、いわばこれが価格研究の目的であるというほど重要な事柄である。もっと簡単にいえば、ある種類の生産手段の所有者の収入はどこで誰が生産した価値によって成り立っているかがわかるのである。この方法はこうした諸点を明確にするわけである。

商品に移転された価値にこうして確定した収入諸形態をつけ加えれば商品の価格の定式化が完成する。

注1) マルクスの次の文章はそれをいったものである。「種々の商品の価格が最初になんか仕方でも相互に確定または規制されるかを問わず、価値法則が価格の運動を支配する。商品の生産に必要な労働時間が減少すれば、価格が下落する。その労働時間が増加すれば、他の事情が同等不変ならば、価格が騰貴する」(『資本論』、前掲邦

訳、第3部上、266頁、傍点——引用者)。

- 2) さきにみた引用文のなかでも示唆したものがあつたが、マルクスは資本制生産の農業における農産物価格には法則があるとみている。その定式化をみれば、この方法が採用されていることがわかるはずである。これには収入諸形態として労働力所有者の労賃、資本所有者の利潤、土地所有者の地代が加わるが、これらには「質的区別」があるとみてこの順序でそれぞれの収入額の独自決定の論理をみつけ、新たに生産された価値額と比較しつつ前者を後者から確保するやり方をしている。まず労賃すなわち「労働力の価値は、ある一定額の生活手段の価値に帰着する」(『資本論』、前掲邦訳、第1部上、322頁)ととらえ、「資本が剰余労働を發明したのではない」(同、411頁)ことからそれが新たに生産された価値額よりは小さいことを示す。つまり価値によって労賃が確保される。そして、ついでその差額が剰余価値として把握される。「剰余価値は、生産物価値のうち、消耗された生産物形成者——すなわち生産手段および労働力——の価値をこえる超過分をなす」(同、374頁)。この剰余価値を資本所有者の利潤はその本性においてすべて取得するので総利潤は総剰余価値に等しくなる。「すべての相異なる生産部面の利潤の総額は剰余価値の総額に等しくなければならず、また、社会的総生産物の生産価格の総額はその価値の総額に等しくなければならぬ」(『資本論』、前掲邦訳、第3部上、260頁)。これによって利潤もまた価値から説明される。すると、最後に土地所有者の地代にあてべき価値の出所がみつげにくい。マルクスはこの事情をこういつている。「困難は、剰余価値が相異なる諸資本間で平均利潤に——いっしょにしたすべての生産部面における社会的資本が生みだした総剰余価値における、諸資本の相対的大いさに照応する比例的分前に——均等化された後に、この均等化の後に、いやしくも分配されるべき一切の剰余価値が一見すでに分配され了った終に、いったい、土地に投下された資本が地代の形態で土地所有者に支払う余分な剰余価値部分なるものは何所から生ずるか、ということの証明にある」(『資本論』、前掲邦訳、第3部下、1102頁)。この点のマルクスによる解決は私の前掲の著書をもてもらいたいが、ここでははっきりしていることは、マルクスは生産諸手段の所有者の価値取得は決して対等な競争においてなされているとはみておらず、あくまで先後関係を守ってその順序で理論化しているということである。それによってこそ、農産物の価格に法則があると論証できたのである。

6. 競争の排除、商品の需要供給の一致

これまで述べてきた収入諸形態の額の決定、そして商品の価格の決定には

生産諸手段の所有者間の競争はまったくかかわらせてこなかった。かかわらせてこなかった理由はほかでもない。競争はこうした中心点になるものを作り出すわけではないからである。競争はそのあり方によって、たしかに中心点からのかたよりは説明する。だが、中心点そのものはここからはでてこない。どのように競争の状態が想定されても、そこから生産諸手段の所有者の収入額、しかして商品の価格の大きさをみつけ出すことはできないのである。だが、現実には競争は存在している。もっとも現象的なところでそれを見ることができる。ということは、その現象に対して今までやってきたことはそれより内的な事柄で本質にかかわることだということである。そういった意味をこめてマルクスはこれまでみてきた法則を「内的法則」(inneres Gesetz)とよんでいる。そうならば、現実の競争の存在はよけいである。「内的法則」を最もみやすいかたちにする必要がある。すなわち競争の排除である。それは競争が双方に均等にはたらいてかたよらないこと、だから生産諸手段の所有者の需要供給一致、それゆえにそれによって生産される商品の需要供給の一致である。資源などの不足によってどうしても供給が需要をみたせない場合は別として——このときはもとより価格法則は問えない——、これが価格研究においては何よりとられなければならない前提である。¹⁾

注1) 次のマルクスの一文はこのことを述べたものである。また上記の「内的法則」という言葉もここであわせて紹介することにした。「需要と供給とが一致すればそれらは作用しなくなり、またそれ故にこそ商品が市場価値どおりに販売される。二つの力が反対の方向で均等に作用すれば、それらは互いに止揚し、外部へはまったく作用しないのであって、この条件のもとで生ずる現象は、この二つの力の関与以外のものによって説明されねばならぬ。需要と供給とが互いに止揚すれば、それらは何ものかを説明することをやめ、市場価値には影響しないのであって、なぜ市場価値はまさにこれこれの貨幣額で表現されて他の貨幣額では表現されないかにつき吾々を全く暗中に放置する。資本制的生産の現実の内的諸法則は、明かに、需要と供給との相互作用からは説明されえない(……)。ただし、これらの法則は、需要と供給とが作用しなくなるとき、すなわち一致するときにのみ、純粋に現実化されて現象するからである。需要と供給とは事実上では決して一致せず、また仮りに一致しても、その一致は偶然であり、したがって科学的にはゼロとすべきであり、生じ

ないものと看なすべきである。しかるに経済学で需要供給が一致すると想定されるのは何故か？ 現象を、合理的な・概念に照応する・姿態において考察するため、すなわち現象を、需要供給の運動によってもたらされる仮象から独立させて考察するためである」(『資本論』, 前掲邦訳, 第3部上, 282~283頁, 傍点——引用者)。

7. 不当な価格の発生学的考察

標題が必ずしも適当ではないが、いわんとするところはこうである。私は小論の冒頭で今後とりあげていきたい価格形態として、単純商品生産の商品価格、マルクスが与えた生産価格、独占資本のもとで生まれる独占価格の三つを示したが、これはこのまま一般的にいて価格の発達の歴史をあらわしている。そこでたとえば生産価格の理論的研究をおこなおうとしたとき、その前段に単純商品生産の価格においてそこから生産価格の考察を試みようとする考え方があつた。あるいは、独占価格の研究をしようとするとき、出発点に生産価格においてそこからはじめようという見方がある。いわば、一つの価格の形態を発生学的にみようとするような方法があるのである。そういうやり方が間違っていると私はいいたいのである。

これがおかしいのは次の理由による。問題にする価格形態の前にもう一つ別の価格形態をおくことは、その前の価格の段階で商品の需要供給が一致していることを前提にしている。ということは、問題にしている商品の価格はその前の価格とはちがうから、そこから動かして価格の規定をおこなうことになるが、そのことはすなわち前の価格形態から需要供給を変更させてそうすることになる。もし問題にしている価格が前の価格とくらべて高いのならば需要を供給よりも大きくするし、反対ならば反対だということである。つまり、商品の需要供給を目的にあうように動かすのである。だが、これでは需要供給一致の前提がみだれただけで、価格も前のものからの乖離を意味するにすぎない。商品の需要供給一致の前提がみだれて競争が排除されていないときは、価格法則の検出にはならないことは前節で述べたとおりである。だから、このような方法では価格の規定にはならないのである。

さらにいっておけば、この方法ではもともと価格の規定は不可能である。前の価格があるということは、そこでは何らかのかたちで社会で生産された新しい価値の全部が生産諸手段の所有者に取得されていることを示している。それで、そこから商品の需要供給を変更して価格を変え、それゆえに価値を移動させて問題にしている価格を作り出すのであるが、その量が具体的にはわからないのである。それでも生産諸手段がすべて労働生産物で価値のあるときは全部の価値をそれにあわせて平均化するということも考えられるから、まだいい。だが、前にも触れたようにそうではない土地であるとか一生産手段の独占的所有が入っている場合はどうなるであろうか。こういった生産手段の所有者にどれだけの価値を取得させるか、したがって前の価格からどれだけの価値を移動させるか、商品の需要供給をどれだけ変更させるのか、これがまったくわからないのである。当然にそれは試みる人の恣意にたよることになる。法的な把握はできないのである。このことから、こうした規定の方法は商品の価格の大きさを明確にすることにはならないのである。

かくして明らかなことは、価格を研究するさいには一つの価格形態だけを取りあげて対象とするということである。たしかに価格にもそれ自身の発達史はある。だが、今はそんなことが問題になっているわけではない。過去の歴史はどうかであれ、研究したいと思った価格がそこに存在しているということだけが重要であり、それ以上の事柄は不要である。もともと複数の価格形態を一緒にとりあげるということは、前述のようにそれに対応して生産諸手段の所有形態のちがうものを複数一緒にとりあげるということであり、そこでの変化をみなくてただ価格だけを移行させようとするのはまったくできないことであり間違っている。もしそれでも価格はその前段から問うべきだと主張されるのなら、では逆に単純商品生産の価格はどこから始めるべきかを聞けば十分であろう。ここにはその前の価格形態がないのである。前の価格形態がないときはどうするか。結局、前からはじめることは不可能で、単純商品生産の価格そのものからはじめるより仕方のないことがわかるであろう。ならば、それは他の価格形態についても同じである。それでもなおそういうときは単純商品生産がおこな

われる前の経済状態が問われるべきだというのならもはや論外である。経済学の現状分析は何をとってもすべてその歴史をさかのぼらなければならないということになってしまう。ありえないことである。

そして、どの価格形態をとりあげるにしてもそこでは商品の需要供給一致の前提をおくのでなければならない。商品生産の社会は何も歴史上一回きりしか需要供給一致の前提をおいてはならない理由はない。ある価格形態で需要供給一致があれば、別の価格形態の下でもそれはある。その間には当然に相応の時間的経過があるが、価格形態がちがえば生産諸手段の所有形態をはじめ、生産物の種類、その需給構造などもすっかり異なっていて、ともにその都度需要供給の一致がみられるはずである。たしかに、その移行の間には現実に様々の不均衡な事柄が存在するであろう。だが、それはいまは問題ではない。完成された価格形態だけがとりあげられるのであれば、いずれもそのたびごとに商品の需要供給一致の前提はおかれてよいし、またおかれなければならないのである。

8. 価値と価格の質的同一性

すでに述べてきたことであるが、はっきりしておきたい点に一言しておきたい。私が価格法則といってきたとき、その意味内容は価格が価値によって説明され、その量がきちんと定まるということであった。したがって商品の価格のうち、生産諸手段から直接に移転された部分についてはそれが価値であることもその大きさも明確であるからよいとして、議論はもっぱら新しく生産された社会全体の価値が生産諸手段の所有者の間に法則的に分配されるかどうかという点においてきた。すなわち、一つの社会の一定の時期には社会の総労働量が定まっていて、生産の条件に変化がない前提ではそこで生産される価値の総量は一定しており、それが法則的に分割・取得されて商品の価格につけ加えられるのであれば、それが価値でありその大きさも一定すると述べてきたのである。

このようにいう場合、明白なことであるが、私は価値と価格との間に何らの質的区別もみつけず双方を同じものとして量的に対比している。そこに何の区別もみず同質とするからこそ、社会で生産された価値の生産諸手段所有者間への配分が商品の価格法則につながるとみているのである。だが、双方には質的区別があってこうした量的対比は困難であるという考え方がある。この考え方による価格法則とはどんなものが全くわからないが、私は価値の実体が労働であり、「価格は、商品に対象化されている労働の貨幣称呼である」¹⁾ ことはいつまでも正しく、双方は同じものであることを強調しておきたい。

注1) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第1部上、216頁。

9. 諸説の検討

はじめに述べたように、これまで私が展開してきた論点は従来の価格法則研究においては十分に反映されているとは思われない。いずれも詳しい検討は別の機会にゆずるとして、とりいそぎそのことのみを簡単に明らかにしておきたい。

まず単純商品生産の商品価格についていえば、私が主にみてきたようにこれを小農の価格法則ということに限ってみるとここでの価値生産が剰余価値までに及ぶという点が私には全く理解できない。そういったいくつかの諸説は私の前掲稿「小農における価値生産と農産物価格形成に関する一試論」で紹介しているので、重複をさけて別のものをとりあげるとたとえば次のような見解がある。

「小農はすでにみたように、総資本の再生産構造の一環として包摂され、一つの社会的分業をとおして商品（価値）生産をおこなっているということであった。……こうした一定の農業生産力の発展を前提としておこなわれる商品生産のもとでは、自己の再生産に必要な価値部分（ $C+V$ ）とそれを越える剰余部分（ M ）剰余労働の増大を内包しているものとして前提されね

ばならない。すなわち生産物の価値としては $C + V + M$ の生産をおこな¹⁾ながら、価値実現の過程では $C + V$ の費用価格しか実現しえない。」

価値の生産量は生産力の発展とは何かかわりもないこと、したがってすべての生産諸手段を自分で所有している小農においてはこういうい方をすればいつでも V だけの新価値しか生産しないこと、そしてその V の大きさはもし小農のまわりに資本制生産があってそこで賃労働者に支払われている V が現に存在していればそれと一致するという、それでも小農で剰余価値が生産されるとしたらそれとまったく生産関係が異なる資本制生産とはいったい何なのかということ、私はこれらの視点からこういう考えには批判をおこなっている。同じ批判は私の当面の見方からも可能である。小農でも剰余価値が生産されるということは小農生産の資本制生産との混同を意味するが、それはすなわち商品の価格を生産諸手段の所有形態別にみないことのあらわれである。そして収入の取得者がいてそこからその源泉をみつけ出すというのではなく、反対に定着する場所もさだかでないのに先に価値だけはあるというやり方も私のものとは対立している。それにしても、自ら生産諸手段のすべてを持っていてまったく強制労働を余儀なくされることはない立場にありながら、自分で少しも取得しない価値部分をはじめから作り出すというのはいかにも奇妙な議論である。

生産価格の研究については私はまだ自分の意見を出すには至っていない。ただ私のここでの見方からすれば、マルクスの生産価格の展開はその前段に商品の価格がその価値であることをおいて、そこから——私の言葉でいえばすでに否定した価格の発生学的考察——生産価格をみちびこうとしているかのようにみえる点を除けば、それでよいのではないかと思っている。このように言うのはほかでもない。しばしばみられるがたとえば次のような誤解がなされることがあるからである。

「利潤率均等化の法則は、個別産業部門の資本の平均的有機的構成が部門を異にするに従って異り、それに応じて部門別個別利潤率もまた相違せざるをえないことを前提とする。この前提からより高い利潤率を求める資本の部門間移動が必然的に起こり、この資本移動の結果として各部門相互の商品の需

給に過不足が生ずる。個別利潤率が高い部門では他部門の資本が流入してくるために商品が過剰となり、市場価格は市場価値以下に低落する。これと反対に個別利潤率の低い部門では資本が流出する結果当該部門の商品は不足し、市場価格は市場価値以上に騰貴する。個別利潤率の高い部門で実現される利潤率は低下し、個別利潤率の低い部門のそれは上昇し、両部門の利潤率が等しくなる点で資本移動は停止する。こうして成立した平均利潤率に個々の商品の費用価格を加えたものが、生産価格として市場における商品交換を規制する中心価格となる。²⁾

みられるように、この見解はまさしくはじめに商品の等価値交換を前提において、すなわち生産価格より歴史的に古い価格形態を先にとりだして、そこでの商品の需要供給一致からそれをこわすことで生産価格が成立すると説いている。私が賛成できない理由はすでに述べたとおりである。

生産価格に関連してさらにいえば、いわゆる「転化問題」というものがある。私はこの論点が必要な事柄であるのかないのかまだ明確にはできないが、それはさておき小論の見方においてここから派生している次のような考え方には絶対に反対である。

「価値は直接それ自身で表現されることはありえず、価格という価値表現をとるものであることが、われわれの当初からの前提である以上、その等置は数学的な量的比較を意味するものではない。そこでのマルクスの意図はしばしば誤解されているように、剰余価値と利潤、価値と生産価格の総額の量的な等置によって価値法則の論証をはたそうとするのでなくて、生産価格の形態を通じて、資本主義の再生産過程の運動を支配する法則として、価値規定の法則的意義を確定することである。生産価格がそのように価値規定の貫徹する形態であるかぎり、それは価値と直接に等置さるべき同次元での質的規定性を共通するものではありえない。³⁾

どのような理由があろうとも、価値と価格に質的なちがいがあって量的な比較ができないなどということには納得できない。これでは価格の法則はもともとまったく問えないものになってしまう。社会で生産される価値の総量が固定

して、そのうちのやはり決まった量が分割されて生産諸手段の所有者の間で取得され、それが商品につけ加えられるからこそ、価格の法則が問えるのである。価値と価格とが質的に分離されたら、価格はもはやどんな大きさになってもよいことになり法則などありえなくなるのである。それにしてもこうした議論はわかりにくい。マルクスは『資本論』のはじめの方で、価値を説明するのに物の重さをたとえに出しているのをそれを借りれば、物の重さとその表現の尺度とは質が違うから比較してはならないというようなことをいっているように思う。これは誰もがあたり前に比較していることなのだが。

農産物の価格したがって地代論の研究になると、私がここで主張したことがほとんどまったく反映されていないとみられる見解がある。まず差額地代についてみてみよう。

「農業生産物の市場価値規定によって生ずる超過利潤部分は、労働の実体を欠いているにもかかわらず、あたかも実体があるかのごとく規定されるのであり、かつこのように規定された市場価値が市場価格変動の中心・軸をなす。労働の社会的平均化が妨げられているから、この超過利潤部分の転形たる『差額地代をもって農業部門で生産された剰余価値でなく、社会のあらゆる部門において生産されていた剰余価値の転形したものである』とみなさざるをえない。……かくて社会の一部分たる土地所有者のプラスを、消費者として考察された社会が負担するということは、結局は農業部門をも含めて資本に帰属する平均利潤率をそれだけ低下せしめる、ということになる。⁴⁾」

これはいわゆる「虚偽の社会的価値」、すなわち土地所有者の取得価値の源泉を論じたものであるが、矛盾がさげられない。地代額が社会の剰余価値から控除されるためには、当然にまずその地代額が確定されなければならない。そしてそのためにはその前段で農産物の価格、それゆえにその大きさを規定する平均利潤の額（率）が定まっていなければならない。一定の利潤額（率）を前提に農産物価格が定まり、それをもとに劣等地に対比して優等地の超過利潤がきまってくる、これが差額地代の大きさが定まる道筋である。この点まではこの議論でも同じである。そこで、この額を社会の剰余価値からさしひくわけだ

が、このことは何を意味するかといえば、それはこの地代額を定めていた出発点の平均利潤額（率）を変化させるということにほかならない。はじめに決まっていた平均利潤額（率）が低下するのである。するとどうなるか。それによって農産物価格が変わってくる、ついでそれにもとづいて算出される差額地代の額まで変わってくるのである。最初に確定したはずの、そして社会の剰余価値から控除したはずの差額地代額とは異なった大きさが、その結果、差額地代としてでてくるのである。しかも、あとからでてくる大きさは農産物の価格が下がるため最初の差額地代額より小さく、社会で生産された価値総額のうちその差額部分はどこかに消えてしまうのである。このことは少し簡単な数例を用いてみれば明らかだが、いかにも不合理である。もともと二つも地代額がでてくること自体なんのこともわからないが、最初の差額地代をそのまま維持しようとすれば農産物価格が変わる関係からその額が差額地代としてはでてこないし、あとの差額地代を使えば社会で生産された新しい価値の一部が誰も取得しないのどこかに消えてしまうのである。これは矛盾としかいいようがない。

このような矛盾を招く原因は何かといえば、それは生産諸手段の所有者の間に「質的区別」をみず、その間に生まれる価値の「分割法則」をみない点である。一旦資本の所有者の取得する平均利潤額（率）をきめておきながら、それを固定せずそこからまた地代をとりだそうとしていることがまさにそれである。いふなれば二つはまったく対等の位置にあって互いに競争しているかのようである。これでは生産諸手段の所有者が取得する収入額が整合的にきまらず、それがつけ加わる商品の価格に法則をみることは不可能である。前にも述べたように、土地という生産手段は生産された生産手段とは価値をもたないという意味で同列にはならない。にもかかわらず、その所有者は価値をもつ生産手段の所有者と同じように価値を取得するのである。その額を理論的に決定しようとするれば、対応の方法としてはここに「質的区別」をみ、そしてそこから価値の「分割法則」の成立をみることに、この認識しかない。これによってこそはじめて価格法則の定式化も可能である。「虚偽の社会的価値」の源泉問題を

はじめ差額地代についての詳細は私の前掲書の第2章をみてもらうとして、ここではこの見解がこうした重要な方法を欠いていることの指摘にとどめよう。

絶対地代に関しても私の見方からすると理解しがたい見解がある。

「このへんで……結論はでたようである。われわれは農業資本の構成が高いとか低いとかいうことを絶対地代のばあい問題にする必要はない。また絶対地代の最高限が価値で画されるかどうかとも問う必要はない。むしろ、絶対地代は本質的には土地所有の独占によって、農産物の生産価格以上に市場価格が引き上げられることから生ずるのである。⁵⁾」

マルクスの絶対地代論は周知のことであるのでくりかえさないが、それを批判してこの見解である。まずいえることは、ここには生産諸手段の所有者間の「質的区別」、価値の「分割法則」といった認識がまったくないという点である。この見解では、剰余価値の分配をめぐる、単に土地所有者がその力によってどれだけの額をひきだせるかということの言及にとどまっている。その大きさはまったくわからない。地代額がわからないのであれば、必然的に利潤の額もわからない。すなわち、これらの値を理論的にみちびくことはできずただ力関係の結果、何らかの分配がなされるというのみである。つまり、競争論の次元で議論が終ってしまっているのである。それはそのはず、上記のように必要な視点が欠けているのであるから、生産諸手段の所有者はお互いにまったく対等で価値の取得に競争することになるからである。これではそれがつけ加わる商品の価格にも法則はまったく問えない。ただ競争が決定するというのみである。

こうした考え方はこれでそれなりの完結性があるようにもみえるが、実際には矛盾が多い。それを指摘しておく、このように利潤（平均利潤）の値がまったくわかっていないのに、にもかかわらずそこでは何のためらいもなく「生産価格以上」といういい方がなされていること、これである。利潤（平均利潤）が定まらず、したがって生産価格がわからないのにどうしてこのようなことがいえるのであろうか。「生産価格以上」がいえるためには、その前に利潤（平均利潤）の量的決定がなされていなければならないはずである。「総じて、平

均利潤をこえる超過分を云々しうするためには、この平均利潤そのものが度量基準として……確立されておらねばならぬ⁶⁾のである。それがここにはないのである。矛盾としかいいようがない。

最後に独占価格の規定にうつると、ここでも私の見方からはそのまま受け入れるわけにはいかないものがある。少しわかりにくいかもしれないが、「参入阻止価格」論といわれているのは次のような議論である。

「(一) 資本の集積・集中を基礎とする競争制限は、新参入者にたいする参入障壁を形成する。参入障壁は多様な要因によって規定されるのであるが、それを一定量の産出量で表現する。簡単化のために、『生産集中型寡占』においては、『標準資本集中度』つまり、ある独占産業に新参入するばあいに最低限必要とされる産出量（これを \bar{x} としよう）であらわす。(二) 需要曲線（……）は右下りでかつ所与とする。産出量が増えれば、需要曲線を媒介として利潤率およびそれに対応する価格は低下する。(三) 参入独占資本にとって最低限実現されねばならぬ最小利潤率（……）は存在するものとする。潜在的参入資本は参入後に予想される利潤率＝参入期待利潤率が最少利潤率よりも高ければ参入を実行し、それ以下であれば参入をひかえる。(四) かくして、所与の状況のもとで最大の利潤率を維持しようとする既存の独占資本は参入障壁にみあう産出量（ \bar{x} ）以下の範囲において供給制限を行ない、参入阻止最高利潤率を確保する。この参入阻止最高利潤率を実現する価格が参入阻止⁷⁾価格である。」

これは独占価格が成立する機構を述べたものであるが、その当否は別として、では「参入阻止最高利潤率」を確保する「参入阻止価格」に法則性はあるのか、つまりここでいっている独占価格に中心点はあるのか、さらにこの価格の価値の源泉はどこなのか、を問うとそれにはまったく無解答である。前者についていえば、それは論者によって主観的にどちらかに論じられるにとどまっているし後者に関しても事態は同じで明解にはなっていない。⁸⁾私はこの議論にはこうした意味で疑問を感じる。やはり小論が主張してきた価格研究の視点をここにおいても採るべきである。独占価格に法則があるかないかを私が述べた方

法でまず問い、そしてあるとみられたならばその価値の源泉を問うことがなされるべきである。それによってこそ、この分野の現状の混乱も収束されうることと思う。⁹⁾

このように、いくつかの価格形態について簡単ながら有力な見解とみられるものを検討してきたが、共通していえることは、どの見解においても、まずとりあげている価格に関して価格法則があるかないかの理論的追求がなされていないということ、そして価格の源泉となる価値の出所を究明していないということである。これはいずれも価格研究においては必要な事柄である。見解によってはその主張の内容によって必ずしもこれにあたらぬ批判をしてきたところもあるが、私の実感である。

- 注1) 竹中久二雄「自作農地代に関する理論的考察について」、日本農業経済学会編『農業経済研究』、第40巻第1号、1968、10頁、傍点——引用者。ほとんど同じ主張は、同「農業金融の信用論的特殊性」、東京農業大学編『農村研究』、第26・27号、1967、303～304頁にもある。
- 2) 吉村達次「再生産の法則と利潤率均等化法則」、京都大学経済学会編『経済論叢』、第82巻第6号、1958、24～25頁、傍点——引用者。
- 3) 桜井 毅「転形問題」、遊部久蔵他編『資本論講座』、第4分冊、青木書店、1964、130頁、傍点——引用者。同じ主張は他の人においてもみられ、たとえば上と 同書の置塩信雄「価格論」、104～105頁、大島雄一『価格と資本の理論』、未来社、1965、325頁などにも同様の記述がある。
- 4) 白川 清『価値法則と地代』、御茶の水書房、1960、76～77頁、傍点——引用者。この見解をとる人は多く、たとえば大内 力『地代と土地所有』、東京大学出版会、1958、日高 普『地代論研究』、時潮社、1962などはその代表例である。また久留島陽三『地代論研究』、ミネルヴァ書房、1972(同「差額地代論研究(I)、(II)」、『岡山大学経済学雑誌』、第8巻第2号および第3・4号、1976、1977の方がそのことを明確にしめている)、安達新十郎『地代論史の研究(下)』、多賀出版、1980もこの立場である。
- 5) 大内 力、前掲『地代と土地所有』、177頁。そのほかこうした見方からより積極的な展開をみせているのが日高 普、前掲『地代論研究』である。
- 6) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第3部下、1103頁。その他同旨の箇所は、同、1073頁など。
- 7) 高須賀義博「独占資本主義論の基礎カテゴリー」、同編『独占資本主義論の展望』、

東洋経済新報社，1978，67～68頁。同書には同じ見方をとるものとしていくつかの見解がだされているが，それぞれ独自性を加えつつも同じものとして，本間要一郎『競争と独占』，新評論，1974，北原 勇『独占資本主義の理論』，有斐閣，1977をあげておきたい。なお，この立場をとらない独占価格規定の見解としてはたとえば松石勝彦『独占資本主義の価格理論』，新評論，1972などがあげられるが，私の批判はこれらにも共通である。

- 8) 前者についてみると，「参入阻止価格」説をとる人などはここに法則があるとみているようだが，たとえば米田康彦「独占価格とインフレーション」，経済理論学会年報第11集『現代資本主義とインフレーション』，青木書店，1974，常盤政治『現代資本主義分析の基礎理論』，日本評論社，1979などそうではない人はいないとみている。また後者については，価格の源泉が価値であることにはちがいないから社会の $V+M$ といういい方にとどまっている。これでは不十分である。
- 9) 私の前掲の二つの独占価格に関する論稿を参照されたい。